

第 8 3 号議案

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例

足立区障がい福祉センター条例（平成 1 4 年足立区条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 5 号中「第 5 条第 1 3 項」を「第 5 条第 1 4 項」に改め、同項第 6 号中「第 5 条第 1 5 項」を「第 5 条第 1 6 項」に改め、同項第 8 号中「第 4 3 条第 1 号」を「第 4 3 条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第 4 条第 6 号中「第 5 条第 1 5 項」を「第 5 条第 1 6 項」に改め、同条第 7 号中「第 5 条第 1 8 項」を「第 5 条第 1 9 項」に改め、同条第 8 号中「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 5 項」に改め、同条第 9 号中「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改める。

第 6 条第 6 号ア中「第 5 条第 1 9 項」を「第 5 条第 2 0 項」に改め、同号イ中「第 5 条第 1 8 項」を「第 5 条第 1 9 項」に、「同法」を「障害者総合支援法」に改め、同号ウ中「第 5 条第 1 8 項」を「第 5 条第 1 9 項」に、「同法」を「障害者総合支援法」に改め、同号エ中「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改める。

第 8 条第 1 項第 2 号中「第 5 条第 1 8 項」を「第 5 条第 1 9 項」に改め、「同法」を削る。

付 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。